会議録

名称	令和4年度第3回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和4年10月17日(月)午後2時から午後4時30分まで
会場	目黒区総合庁舎本館 1 階 E 会議室
出席者	(委員) 浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、武藤、橋本、斉藤、かいでん、後藤、 伊藤、中村、平谷、脇本、青木、飯塚、五来、永積、藤吉 (区側) 情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、情報政策推進課長、人事課 長、生活福祉課長
傍聴者	なし
配付資料	〈事前配付資料〉諮問事項の資料、前回答申文 〈席上配付資料〉次第 報告事項の資料 諮問文 審議会委員名簿 座席表
会議次第	1 開会・会長あいさつ 2 諮問事項 (1)目黒区職員エンゲージメント向上支援業務の委託に伴う個人情報の取扱いについて (2)医療扶助のオンライン資格確認に関する業務の委託に伴う個人情報の取扱いについて (3)個人情報処理の外部委託事案の取扱い等について 3 報告事項 (1)令和4年度非課税世帯への給付金等の事業実施について (2)個人情報保護に関する内部統制について (3)区立学校施設使用申請書の区立小学校とのやりとりにおける誤送付について

	(4) 令和4年度講座等開催に伴う一時保育登録者名簿の紛失について 4 その他
発言の記録	別紙のとおり

<令和4年度第3回審議会発言記録>

1 開会・会長あいさつ

会長

まだお見えでない委員の方もいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第3回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

庁舎での審議会開催にあたりまして、次の点を新型コロナウイルス感染症対策として講じてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

各委員、区側の説明員ともに、参加にあたりましては、不織布マスクの着用、手指の消毒をお願いいたします。換気ですが、空調機を用いた機械換気を実施しております。ただ、ここ、窓がございませんので、本日、雨が降っておりますので、仮に窓が開いていてもあれなんですけれども、できるだけ1時間に1回、10分程度、ドア等を開けて換気に努めてまいります。区側の説明者については、入替え制といたします。使用できる会議室が、このご時世、非常に限られておりますので、できるだけ時間内に終了できますよう、会議の進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

傍聴についてですが、本日は

区側 本日はおりません。

会長 傍聴人はいらっしゃらないということでございます。

議事の進行に当たりまして、一言お願い申し上げます。限られた時間の中で、なるべく多くのご意見を頂戴したいと思っておりますので、各委員の発言は、個人情報の保護に関するご質問を明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、事務局から委員の出席状況についてご報告をお願いいたします。

区側 それでは、事務局から出席状況につきましてご報告いたします。

本日、机上配付させていただきました名簿でございますけれども、そのうち委員1名から 欠席のご連絡をいただいております。

また、ご連絡、今のところございませんが、委員1名がいらしていないという状況でございます。

当審議会の委員は21名で構成されております。定足数は過半数の11名というところになりますので、本日の出席委員19名、定足数を満たしているという状況でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から配付資料の確認と事務連絡をお願いいたします。

(事務局から配布資料の確認と事務連絡)

会長ありがとうございます。

それでは、議事に入ってまいります。限られた時間の中でなるべく多くのご意見をいただきたいと思いますので、各委員の発言は、審議事項につきまして明瞭かつ簡潔にお願いいた

します。区側の説明にも言えることでございますので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

2 諮問事項

(1) 目黒区職員エンゲージメント向上支援業務の委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長 それでは、次第の2、諮問事項(1)目黒区職員エンゲージメント向上支援業務の委託に 伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。

区側 (資料により説明)(約7分)

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございました ら、よろしくお願いいたします。

まず、委員から順番に。

委員 ご説明ありがとうございました。

確認を含めて3つ、質問をさせていただきます。この事業者が取り扱うソフトを使ってエンゲージメントを行うということでありますけれども、そうしますと、このデータ自体はこの事業者に蓄積されるということになると思いますけれども、この職員の個人情報をですね、例えば匿名加工してビッグデータとして活用するような、そういったことはあるのかどうかの確認。

それと、資料1-3のところ、4の委託に伴う個人情報保護対策の(2)のアの部分で、システムで自動的に行うというふうにありますけれども、ここの部分は、単純に設問に対して自動的に集計とか分析の表を作るような形だけなのか、これはAIによるような、何かそういったものも含まれて、表作りというか、形になっていくものも含まれているのかどうかの確認です。

あと、資料1-7の4条の3の部分の一番下のイのところでありますけれども、個人情報を含むデータは国内にあることというふうにありますけれども、個人情報を含まないデータというふうな、この部分に関しては海外に置くとか、そういった予定があるのかどうかをお伺いいたします。

区側 それでは、3点、ご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目のご質問ですけれども、こちらの調査について回答した内容ですとか、登録した内容については、当然、事業者のほうに、クラウドサービスのほうでデータが保存されるとは思いますけれども、個人情報をそのまま使うことはなく、調査結果、調査の回答については、目黒区というだけではなく、その調査を行っているほかの企業も含めて、全体での集計結果のデータは活用すると、そういったようなことをやるというのは聞いておりますけれども、個別に個人情報を何か集計して活用するといったことは聞いておりません。

それから、2点目につきましては、こちらの回答については、1から5みたいな形で、基本的に回答が既に用意されているものになりますので、その答えに基づいた内容を自動的に分析して結果を出すというようなシステムというふうに聞いています。

それから、個人情報以外のデータにつきましても、基本は日本国内で保存するといったようなことを想定しております。

委員

1問目の質問のちょっと確認なんですけれども、要するに全体にいろいろなところのデータを集めて活用するというふうなことですけど、要するに匿名加工みたいな形をして、そういうのを活用するということでよろしいのでしょうか。

区側

そもそも個人情報自体を事業者は基本的には見ませんので、匿名か何かも含めてそういった個人の情報については、一切触れないといった形になります。

あくまでも回答内容について、その調査を実施した自治体とか企業とかの回答内容を全体の分析等に活用するということはありますけれども、そもそもの個人の匿名の情報も含めて扱うことはないということで考えています。

会長

それでは、順番に、次の委員。

委員

私のほうからは、まず、こういった取り組み等、いいことだと思うんですけれども、今までこういったことは全く区として取り組んでこなかったのかが1点と、今の前の委員のあれですけれども、要するに個人のこれ、かなり、情報といっても心情的な部分の、個人によっていろいろ考え方だとか、行動だとか、そういったかなり、個人情報の本当に一番の部分になると思うんです。今のお話を聞くと、実際、その個人がどういった考えになっている部分に関しては、一切、区としては情報としては入らないと、そういった考えでよろしいでしょうか。

区側

まず1点目のご質問ですけれども、区としては、これまでこうしたエンゲージメントの向上といった取り組みは行っておりませんで、新たに今回、行うものでございます。

それから、2点目のご質問につきましては、恐れ入ります、ちょっと説明が足りなかったかと思いますが、お手元の資料1-5の別紙1をご覧いただければと存じます。こちらには、システムの取り組みの概要のイメージということで、項番1に、調査の実施ということでシステム上と書かせていただいておりますが、ここに書かれているような設問例に対しまして回答選択肢例というものを書かせていただいておりますけれども、そもそも回答が決まっているものを提示した中で答えるという形でして、特段、本人の自由記載みたいなことでの対応はする予定はありません。ですので、あくまでもここの回答例に示された内容での回答ということになります。

委員

最後に、もう1点なんですけれども、資料1-2の(1)のウですか、この3行目に、それらの結果を職員が閲覧権限に応じて確認できることということなんですが、「職員が閲覧権限」というのは、どの職員でもできるのか、ある程度、役職等が決まっているのか、その辺をちょっと詳しくお答えいただきたいと思います。

区側

こちらにつきましては、基本的に、この調査結果に基づいて組織としてどう取り組んでいくかといったところをまず、取り組みの一つとして考えておりますので、まず、基本的には、いわゆる所属長、管理職がこの結果を見ながらですね、この職場でのエンゲージメントの状況がどうかと、職員の組織に対する愛着というとこがどういったものかといったものを確認しながら、あとは、事業者からの改善提案などを受けて取り組みをしていくというようなことを想定しておりまして、今のところは、まず第1には管理職がその分析結果を閲覧するといったようものを想定しております。

委員

ありがとうございます。

会長

まず、委員お願いします。順番に当てていきますので。

委員

私のほうからは4点ほどありまして、まずは今後の予定に関してですね、最初のページの1-1の真ん中ぐらい、1のところに、この委託期間は、令和5年度から3か年の予定でと書いてありますが、実際のその今後の予定がここに、1-3に6番のところに書いてありますけれども、それが令和5年10月以降、書いていないんですね。ここがですね、調査結果を出して、その後、組織に改善策を提案するのであれば、それがいつ頃、結果が出て、それが業務に反映するのがいつなのか。

資料1-5のところに、サイクルを循環させると書いてあるんですけれども、これは今後3年間、何度も何度も同じことを繰り返すのかというところが分からなかったので、そこをちょっと明確にしていただきたいということと。

それから、2番目の質問は、個人情報に関してですけれども、資料1-2のところに、3の(2)のアに、個人情報が、職員氏名、性別、生年月日等とかなり個人が特定できる情報が入っているんですけれども、これは実際、分析をする上で、個人が特定できると正直な答えが返ってこないという可能性があると思うんですね。それを個人を特定する必要が私はないと思うので、そのような個人情報は必要はないと私は思っております。

3つ目の質問は、資料1-5のところに、調査所要時間は15分という短い時間でですね、総合的な調査が可能なのかどうか。一般的にエンゲージメント調査というのは、通常、50から100問ぐらいありまして、20分から40分間かかるわけですよね。それがこういう短い期間で縮小された感じで出てきても、正しい調査はできないんじゃないかと懸念をしております。

それから、4つ目の質問は、資料1-6ですね、ここに度々、標準特記仕様書とかが出てくるんですね。でも、いつ見ても、これがいつ書かれたもので、改版が出ているのかどうか、かなり修正、修正というのが加わるわけですね。それが改版履歴もないし、実際、どの標準、いつできたものなのかもちょっと分からないということで、文書管理において、ちょっと欠陥ではないかと私は思うんですけれども、その点、いかがでしょうか。

区側

それでは、4点ご質問をいただきましたが、1点目から3点目まで私のほうから回答させていただきます。

まず、今回の、今後の予定ということでご質問をいただきまして、10月以降、調査を実施させていただいてですね、回答を集めて、集計して分析をして、委員お話しいただいたように、今後の改善策をちゃんと受けていくといった中ではですね、実際に事業者がこれから決まってから具体的なスケジュールというのを相談していく形になろうかと思っておりますが、今の想定で私として考えているものは、年度内に一定程度の集計、分析を行って改善の提案を受けた上で、翌年度から改めてそれに基づいて取り組みを開始していくといったようなところが一般的なスケジュールとなるかなというふうに考えています。

ただ、先ほど申し上げましたように、これから業者を選定してまいりますので、その業者のほうとのやり取りの中で若干、時期がずれるという可能性はあろうかというふうに思います。

それから、2点目ですけれども、個人をある程度特定すると、正しいというか、率直な意見が出ないんじゃないかというお話でございますけれども、先ほど別の委員のご質問にもお答えさせていただいたように、今回の回答事例は、既に回答例が5択、5つの中から選択し

て答えるような形で事前に回答が用意されているものになりますので、個人が自分自身の、いわゆる記述式のような形で何かを入れていくといった形じゃなくて、既に用意されたものを答えていくといったような形で今、取り組むことを想定しております。

それから、3点目にも関わりますが、短い時間の中でというお話もありましたが、今いろいろと事業者から話を聞いている中では、今お話ししたような5つの選択肢の中から選んでいくという回答の仕方をしていきますので、比較的短い時間での、職員としては回答ができるというふうに聞いております。

あとは、当然、事業者のほうでもいろいろな専門的な知見を持った方が分析等をしている と思いますので、その辺りは十分、この時間で処理したものでも一定程度の分析結果が出る というふうに認識しているところでございます。

区側

4点目の標準特記仕様書に係る部分のご質疑でございます。

まず、標準特記仕様書というところですが、皆さん、お手持ちの青いバインダーの中の後ろのほうですか、挟み込んでございます標準特記仕様書という、これ、記載のものをベースに、各委託事業の性質ですとか中身、委託内容等を加味して、何を足したらいいのか、あるいは引いたらいいのかというのを個別の事象ごとに捉えまして加除修正していくというような運用をしておりまして、今回、資料1-6ページ、7ページにお示しさせていただいているのは、まさに標準的な仕様書から追記をしたり、取ったりというところを具体にやらせていただくというものでございます。

今日、諮問事項の3の資料3-3ページで、今回、標準特記仕様書の外部委託に係るご承認をいただくというところがございますけれども、こういった事象が新たに追加になったりですとか、世の中の世相を踏まえて適宜必要な改定を行いまして標準特記仕様書を改める場合については、審議会にお諮りをして、ご承認いただいたものをベースに、そこから個別具体の事象を捉え、案件を捉えて加除修正していくというような流れでやっているというところでございます。

委員

今、仕様書に関してですけれども、結局、改版を繰り返すと、一体どの改版があったのかというのが追えないですよね。だから、そういう履歴というのをきちっと残しておかれないと、単に標準特記仕様書で追加したり、修正したり、省いたりということをやっていくと、何のために、今、一番新しい適用するべき仕様書はどれなのかとか、そういうことも分からないし、誰が修正したのかも追えないし、そういうことをきちっと管理をなされないと、仕様書としては成り立たないということで、分かりづらいということもあると思うんですね。

先ほどの説明の個人情報ですけれども、そういうことであれば、やっぱり生年月日、性別、 氏名とか、細かい情報を入力する必要は全くないのではないかと思います。

それから、ここの外部委託の方と3年間という契約をなさるのでしょうけれども、その間に同じ業者の人と何度も会議を重ねながら改善して、改善策を出してもらって、繰り返し繰り返しエンゲージメントの調査をサイクルで循環していくということでよろしいわけですね。

区側

では、2点目、3点目を改めて私のほうからお答えさせていただきます。

2点目に関しましては、委員のお話もございますけれども、一応今いろいろと事業者に確認している中では、事前に、システムを活用するにあたって、登録するものとして、そういった情報は必要だというふうに聞いておりまして、その辺りで今回このように出させていただいております。

それから、3点目に関しては、今、委員おっしゃったとおりで、この3年間の間に一定の期間で繰り返し同じ調査を行ったり、改善策を提示してもらいながら、実際に取り組んで、さらにその取り組みの状況の効果検証もしながら、次年度、改めた調査の結果を踏まえて、さらにこういう改善をしていこうとか、そういった取り組みをこの3年間の中で繰り返し行っていくと、そういったようなことを想定しております。

区側

1点目のご質疑の部分ですけれども、分かりづらいということは大変申し訳ございません。 基本的な考え方として、最新の標準特記仕様書を使っていくというのが大前提でございます。 最新のというのは、セキュリティの状況が一番いい状態にどんどん改定をしていっていると いう状態になりますので、最新のものを使って、委託でやったときにその特記仕様書を使っ ていくということになりますので、その前提に立っていただければよろしいんですけれども、 今回、たまたま、審議会資料3の関係で標準特記仕様書の中身が変わったり、法改正を含め た部分が入ってくるというところの状況の変化が想定されますので、資料1-6の理由の1 条のところの米印で、今後、法改正等により、内容の強化を図っていくというところでも改 定が想定されていますよということで、ちょっと追記をさせていただいたところが米印のと ころですね。

そういったところもあって、今回、なおのこと、分かりづらい部分があったのかなとは思いますので、ご指摘の点を踏まえて、できるだけ皆さんにも分かりやすい形でご提示できるように、私どもは努めていきたいと思っているところです。

委員 すみません、何度も。最新のといっても、どれが最新なのかというのは、これじゃ、判断 がつかないので、やはりそこはきちっと明確にしていただきたいと思います。

区側 承知いたしました。皆さんにお配りする青いフォルダの中でも、最新の状態に常に私ども も提示をさせていただきながら、誤解がないようにさせていただければと思います。

会長 次の委員。

委員

こういう職員のエンゲージメントを向上させるというのは、割と最近、はやりといいますか、そういうような感じかなと思うんですが、肝はどこにあるかというと、やっぱり効果だと思うんですね。効果あるものとするということと、その目的が、組織の強みや弱みを可視化するということですので、そういう意味では、実は1-2の一番上のところの調査の設問項目の設定、分析機能を、専門的な知見に基づくということが非常に重要かというふうに思うわけです。

ということで、資料1-5にありますような、この設問例、それから回答選択肢例というのが載っていますけれど、特に設問例をどういうふうに持ってくるかということは、その道の専門家の方がいらして、どういう設問をするとどういうふうに答えやすいというのも出てくるかと思うんですね。

それから、実は今、お答えの中に若干、私としては疑問に思ったのはですね、ただ選択肢を載せるというだけではなくて、当然のことながら、自由記述欄というものが必要かというふうに思うんですね。そうすると、自由記述欄のところで、やっぱり職員氏名何とかということとどういうふうに結びついてくるのかという、そういうところに非常に注意を払わなければいけないと思いますし、そういう中で例えば個別事例が出てくる、ハラスメントに対する対応が必要な事例が浮かび上がってくるとかですね、そういうようなこともあるかと思い

ますので、そうしたような対応をきちっとするということに心がける、そういう辺りはどうなっているのかということもお伺いしたいというふうに思います。

この設問例に専門的な知見を入れるということについてと、それから、この何か個別事例で対応すべき事柄については、どのように区側としては考えているかということですね。よろしくお願いします。

区側

それでは、まず1点目につきましては、設問例に関しては、基本的に事業者のほうで用意をするものになると思いますが、ただ、事前に事業者と相談しながら専門的な知見を活用した形で設問の設定ということをしていくことになろうかというふうに思っております。

それから、2点目に関しましては、今現在は、今回、この諮問でお諮りさせていただいているように5つの選択式の回答のみということで、自由記載を設ける、今、予定はございませんので、そういった意味では、委員ご心配いただいているような、記述式の場合にはそういったことも確かに十分配慮しなければいけないと思っておりますが、今の段階ではそのような記載がないので、そういったことがない想定で私どもとしては今、これから取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

委員

もしそうであれば、委員がご指摘されたように、あまり細かな個人情報というのは要らないのではないかなというふうに私としては思います。

区側

事業者がどういう分析をするかというのは、もう少し確認しなければいけないと思いますが、恐らく年齢ですとか、それから職層、そういったものによる考え方というのも、組織に対してどういうような信頼ですとか、愛着ですとか、貢献度とかといったものを感じているかというのをはかるためにも、こういったものが必要なんだろうというふうに想定しておりまして、直接、この情報自体を事業者は見ることもしませんし、活用もしませんので、そういった分析するために必要な情報ということで事前に登録をすると、そういう認識でございます。

会長

次の委員。

委員

私も、先ほど委員がご質問された個人情報は要らないんじゃないかという、全く同感でありまして、何に使うのかなというのはちょっと全く分からないなと思いました。氏名とか、性別も、生年月日もそうですし、職員番号も完全に特定するものだし、パスワードって何だろうと、そもそも何かなというのはちょっと分からないんですけど、不思議な内容がちょっと並んでいるので、不思議に思います。

お話を聞いていて、今、分からなくなってきたのは、職員へ実際にアンケート回答を依頼 するのも、業者からやるということなんでしょうか。

区側

直接は、こういう調査をやりますということを私どものほうが通知をしまして、こういった業者のウェブシステムを使って調査をするということで、そこにアクセスしてやるようにということをこちらから知らせると。

委員

ということは、共通のURLを職員に通知するというやり方だからということですか。

区側

そういうことを想定しております。

委員 なるほど。一人一人に、例えばURLを分けて提供とかをすれば、個人情報とかは全く要らないんじゃないのかなというふうに思ったんですけど、逆に言うと、共通のURLに対して職員の名前を偽って複数回答をするようなこともできちゃうんじゃないかなと思うんですけど、問題はないんでしょうか。

区側 まず、このURLから入ってですね、職員が自分のパスワードの変更を最初にした上で、 それから情報を入れた上でやりますので、基本的に、委員がおっしゃられるようななりすま しということは、基本、ほかの職員が、いわゆる職員番号とか個人の情報を知っていなけれ ばできないことだと思いますので、そういったことはまず、あり得ないのかなというふうに 思っております。

委員 逆に言うと、事前に業者に全ての個人情報を渡しておくということになりますか。その記載がないので、ちょっと確認です。

区側 失礼しました。こちらの情報は、事前に区がまとめたデータを事業者に渡すということに なります。

委員 その情報に基づいて、このウェブサイトのほうで登録をしておいて、それに本人情報を全部入力して合致した人に回答させるというようなやり方というか、そうなんですね。なるほど。ちょっとほかにもやり方はあるんじゃないかというふうに思ったりもしたので、個人情報の提供が本当に必要なのかというのは、ちょっと疑問がありますけれども、今の想定のところは分かりました。

その場合、その個人情報を安全に渡すかとか、その辺のところが記載がなかったと思うんですけれども、その辺はいかがでしょう。

区側 これからプロポーザルで事業者を選定してまいりますので、当然、そういった情報の取扱いについてというのもきちんと、しっかりと対応できるような形で事業者の選定をしていきたいと思います。また、事業者を選定した後にも、しっかり、そういったところについては話をして対応してまいりたいというふうに考えております。

委員 区の側も、提供するときには注意が必要になると思いますので、その場合はよろしくお願いしますということなんですけど、ちょっと個人的には、その必要もなく、違うやり方もあるんじゃないかなというふうに思った次第です。

会長 次の委員。

委員 2点確認させていただきたいんですが、1点目、業者選定、これからだと思うんですけど、何か見ていると、別紙1でイメージというのもできていますし、あと、先ほどの答弁の中でも、データセンターはどこにあるんですかというので、個人情報以外についても、基本的に国内にあるというふうに聞いていますというような形で、何かもう1者さんと大分、話を詰められてやられているのかなと思っていて、別に1者でプロポーザルをやって、それで基準点に満たったか満たなかったかで、ちゃんと選定してくれればそれでいいんですけど、こういった支援業務というのは、ある程度、業者さんがもう限られてというか、ほぼ1者とかそういう感じになっているのか、それとも、複数者さんとお話をされていて、その中で選ぶよ

うになっているのかをまず、伺いたいと。

これ次第で、先ほどの委員とか、ほかの委員からも、情報提供のやり方をもうちょっと変えたらいいんじゃないかとか、URLを使ってとか、いろいろなアイデアが出てきていたので、ここまでがちがちにやり方を固めずともですね、何かいろいろできるんじゃないかなと思ったので、まず、その業者さんについて確認させていただきたいのが1点目です。

2点目が、これも個人情報のところで、取り扱う個人情報ということで氏名とかいろいろ書いてあります。それについて要らないんじゃないかというお話も出たんですけど、ちょっと私、分からなかったのが、資料1-3のところで(2)ですかね、委託事業者の参照制限、このウについてご説明いただいているときに、システム障害時に、データ復旧などの緊急作業を行う場合のみで個人情報を参照することを認めるみたいな形で、この文には書いていないんですけれども、「のみ」って、たしかおっしゃっていただいたような気がしていて、聞き間違っていたら恐縮なんですけど。

そうすると、もう一度資料1-2にお戻りいただいて、このアのシステム事前登録情報というか、取り扱う個人情報とここに羅列されているものも、ある程度濃淡があるというかですね、基本的に、職員番号とかパスワードとかというのは、そんなシステム障害とかが起きない限りは使わないという。職員氏名は、その下、米印にあるように、区側に提示する場合に使用すると書いていただいていますし、先ほど事業者のほうで、例えば所属別だとか採用年度別で分析することもあり得るかもしれないと。だから、そういうのは扱うと思うんですけど、職員番号とかパスワードとか、そういった本当に大事なものというのは、緊急事態以外使わないというような認識でよろしいのでしょうか。

区側

まず1点目に関しましては、今回こういった取り組みを進めていくに当たって、いろいろと実際にこういうシステムを取り扱っている事業者数者からいろいろ話を聞いているということで、1者だけということではないということがまず1点目です。

それから、2点目に関しましては、今回、こういった業務の委託を行うに当たって情報提供依頼をしているところなんですが、そういった中でいただいた情報ということでございます。

それから、3点目に関しましては、先ほど別の委員の方に、事業者へのデータの提供についてちょっと私が間違った答弁をしておりまして、区側がIDを事前にシステムに登録していくという形で、申し訳ありません、特段、事業者とのやり取りをするということではなくて、直接、私どもがシステムに登録をしていくといったやり方を想定しておりまして、その中で職員番号、パスワードにつきましては、先ほどお話をさせていただいたように、職員が事前にこの調査、ウェブシステムに入ってですね、調査、回答をできるために、まず、その認識をするために必要なものというふうに認識しております。

今、委員お話しいただきましたように、復旧など緊急時に必要な場合のみということで先ほどお話をさせていただいたとおりでございまして、そういった以外には事業者のほうはこういった個人情報については取り扱わないという、そういったようなシステムというふうに聞いております。

委員

なので、私の聞き方もちょっとあれだったんですが、2問目というか、最後のほうに関してなんですけれども、ということなので、職員氏名については、米印にあるように、ID管理とか、個人単位の分析結果を区に提出することがあり得るということなので、これは、確実に業務で使うと思うんですね。一方で、それ以外のものについては、システムには登録する。ですから、業者は、見ようと思えば見えるけれども、基本的に問題が起きない限りは参

照しないし、性別別とか採用年数別で分析するときにも個人単位では分析しないと思うので、 そこは扱わないという形で、この羅列されている個人情報の中でも、やっぱり、絶対使うも のは職員氏名だけと考えてよろしいのかというのを伺いたかったです。

区側

今、想定している中では、そういった今、お話があったことになろうかなというふうには 思っております。

会長

次の委員。

委員

今まで議論したところが一番初めの疑問だったので、大体それは分かりましたので、ちょっと1点、細かい点だけ、ご指摘だけさせていただければと思います。資料1-7のですね、特記仕様書の第6条の書き方で、変更後の第6条の3号、(3)ですが、括弧書きで「委託業務においてクラウドサービスを利用する場合のみ。」とあるのですが、クラウドサービスを利用することが確定しているとご説明がありましたので、この「委託業務においてクラウドサービスを利用する場合のみ。」は、不要なので削った仕様書にしたほうよろしいんじゃないかという点だけ、ちょっと気がつきましたので、ご指摘させていただきます。

区側

ありがとうございます。今のいただいたご意見を踏まえまして、見直しをして仕様書を作らせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

会長

次の委員。

委員

私から2点ありまして、まず1点目として、資料1-1で、組織の強みや弱みを可視化していくというふうな話がありました。この組織というのは、具体的にどういったところをイメージしているのか、ちょっと私のほうでイメージできなかったので、教えてください。例えば、これが区役所全体なのか、それとも部であったり、課、もしかしたら係によってもやり方というのは少しずつ変わってくるのかなというふうに思っています。どれなのか、1点目として確認させてください。

2点目としてなんですけれども、先ほどもう既に最初のほうで他の委員からあったところでもあるんですけれども、3年間の中で繰り返し実施して、3年間の中で改善を重ねていくというふうなお話がありました。

これは人財育成方針、今回は令和4年9月に策定しておりますけれども、その前がたしか 平成26年から大体8年とか、そのくらいのスパンだったと思うんですね。なので、3年間、 この契約を終えた後というのは、方針を再度見直していくような方向になるのか、それとも、 改めてまた、次の形で新たなエンゲージメント向上支援業務を再構築していくのか、この方 向性に関して、もしお考えがあればお聞かせください。

区側

まず1点目の組織の単位についてですが、これは基本的には課単位を想定しています。区単位、区全体ではちょっと組織としては大きいと思いますので、いわゆる課での取り組みの中でそういったエンゲージメントの向上を図っていきたいといったところを現状考えているところでございます。

それから、2点目に関しましては、3年間ということでありますけれども、やはりこういった取り組みというのは、繰り返し、繰り返しやって、いわゆる経過と効果を見ていかなければいけないと思っておりますので、状況にもよりますが、3年間の取り組みを検証した上

で、引き続き取り組んでいきたい、継続して取り組んでいきたいというふうに思っております。

人財育成方針との関係で申しますと、今回、9月に策定いたしまして、こちらの方針、5年ごとに一応見直しを図っていくということも方針の中でうたっておりますので、この取り組みも含めて、人財育成の取り組み全体を5年ごとに見直しをしていく中で、できればこういったエンゲージメントの向上の取り組みというのはできる限り続けていきながら、効果をはかってみて、しかも改善を図っていきたいというふうに現状では考えているところでございます。

委員

再度伺いたいのですが、課をベースに考えていくとのことでした。これはもちろん個人個人にフィードバックしていくというのもエンゲージメントを向上させる一つの取り組みになると思うんですけれども、課の特性によっても変わる部分ってあると思いますし、あともう一つは、所属長のリーダーシップの取り方によっても、例えば、いろいろな提案することを引き出していくようなリーダーシップであったり、逆に、いろいろ縛ってやっていくような、人によってそのリーダーシップの取り方というのは様々あると思うんですけれども、こういった調査をしていくことで、こういうリーダーシップを育てていこうとか、そういった課長向けの何かフィードバックというのも実際には行われるのかどうかというのが1点目に関する再質問です。

2点目に関してなんですけれども、確認をさせていただきたいのですが、計画は大体5年くらいをめどにということなので、そうすると、今回は3年でやってみました、その後、改めて次の後半のところでも、次のやり方に関しても恐らく考えていくだろうなと、そんなイメージでいらっしゃるのか、この2点、お願いします。

区側

まず1点目に関しましては、先ほど、調査をして回答を分析して、改善策の提案をするというお話をさせていただきましたが、これは今、想定しているのは、事業者が改善策の提示をするのは、いわゆる所属長に対して、今の所属のエンゲージメントの状況はこうですと、これを高めていくためにはこういう取り組みもあるんじゃないでしょうか、弱いところに関してはこういうところをもっと高めていったほうがいいんじゃないかといったようなことが、恐らく提案として出されると思います。

その中では、所属長のリーダーシップの在り方といったところについてもですね、例えば 経年的に見ていった中で、この年は落ちている、この年は上がっているといったところで、 その要因としてリーダーシップがあるのであれば、そういった話というのも出てくるのでは ないかなというふうに今は想定しております。

それから、2点目に関しましては、1度、この3年間の取り組みをした中で、一旦このエンゲージメントの向上に向けた取り組みの効果検証はしていかなければいけないと思っています。そこは方針の改定とはまた別の取り組みになると思いますが、その上で、現状としては引き続き、私の今、考えているところでは、やはり一定程度の期間はこういった取り組みを続けていかないと、その効果が分からないと思いますので、続けていきたいというふうに思っておりまして、そういった取り組み効果検証も行いながら方針の改定というのも行っていくと、そういったような今は流れで考えております。

委員

ありがとうございました。

会長

よろしいでしょうか。

それでは、採決に移りたいと思います。まず、賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)

反対の方、挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

採決の状況をお知らせください。

区側 申し上げます。賛成16名、反対3名、計19名でございます。

会長 今日の出席は、20名でしょうか。

区側 20名です。会長を除いて19名です。

会長しじゃ、棄権はなしですね。

区側はい。

個人情報の取扱いについて非常に慎重なご意見が出ましたので、業者とプロポーザルの際に、業者とよく話を詰めて、システム要件のところでしっかり議論をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

区側 はい。ありがとうございました。

(2) 医療扶助のオンライン資格確認に関する業務の委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長 続きまして、諮問事項(2)医療扶助のオンライン資格確認に関する業務の委託に伴う個 人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。

区側 (資料により説明)(約11分)

会長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

まず委員のほうから。

委員 これは、マイナンバーというのは、一人一人、個人番号が渡されていると思うんですけれども、それをカードにするという必要性が私にはちょっと理解できないんですね。アメリカなんかはソーシャル・セキュリティとかいうのがありますが、カードを持ち歩くなと、紛失と盗難の危険性があるということで、皆さん、その番号を覚えているわけですよね。そういう意味で、マイナンバーカードを作って、それを活用するというのも、今の状況ではそぐわないのではないかというような、ちょっと懸念があるんですが。

さらに、今、プラスチックを増やすということを、環境問題になるので、やめようということになっているにもかかわらず、なぜ、またそのカードを作らなければいけないのか。今

はカードというよりはスマホで読み取るとか、カードを今後なくしていくという方向で社会は動いていくと思うんですけれども、ここでそのチップ入りのカード、写真をつけて、それで生年月日も入っているという個人情報満載のカードを作る危険性があると私は思うので、マイナンバーとの紐づけをするということなんですけれども、その必要性がちょっと私には理解はできません。

それから、医療機関において読み取りのシステムがまだ完全に完了していない状況でカードを作っても意味がないということなので、まず、そのシステムを完全に問題がないか確認し、医療機関でその読み取りのシステムを完全に取り付けるとかというのが完了してからの話ではないかと思うんですけれども、今現在、医療機関においては、読み取りシステムというか、医療関係のシステムはあるわけですよね、それプラス読み取りのシステムを取り付けなければいけないということで、かなり負荷がかかると思います。という意味で、ここの、これをやらなければいけない緊急性、必要性に私は非常に疑問を持っているわけですけれども、その辺の説明をお願いします。

区側

それでは、3点、いただきました。

1点目と3点目については、制度に対する必要性というところかと思うんですけど、今回、このことに関しましては、国主導で、今まで医療券として紙を使っていたものを、マイナンバーカードを活用して、事務の効率化とか、あと、医療機関の受給者が……。すみません。マイナンバーのほうは今、法令上、健康保険は始まってございまして、生活保護受給者のほうではまだマイナンバーを使っては行われていないということで、今回、紙の削減ですとか、または事務の効率化を含めて、国のほうでこの制度を始めるというものでございますので、私どもといたしましては、この国の制度に、法令に基づいて、自治体として進めていくというものでございます。

また、2点目の、まだ医療機関のほうで整備がされていないがということでございますが、 一応、国のほうとしては、来年3月までに、各医療機関または調剤薬局のほうでそういった 機器を準備するというふうな形で進めているというふうに伺ってございます。

また、目黒区内の状況についてなんですけど、これは今、厚生労働省のホームページにあるんですけど、目黒区内では一応今、203件、マイナンバーカードを利用して資格確認ができるところがございます。

医療区分として、医科(病院)とか(診療所)については今、63件というんですかね、63医療機関、それと歯科、歯医者さんのほうでは49で、薬局のほうでは91ということで、合計203件になってございまして、生活保護の登録が546件でございますので、4割程度は、そういった機器の完了がなされているのかなというふうに認識しているところでございます。

会長 委員、よろしいですか。

委員 はい。大丈夫です。

委員

会長 それでは、次の委員。

繰り返しちょっと確認なんですけれども、本審議会というのは、繰り返し、個人情報に関することを審議すると思うので、説明いただいている課長さんも、いわゆるこれは国の施策だと。それに関するご質問というのはちょっとこの場にはそぐわないような気がするんです

が、いかがでしょうか。

会長 私から1点確認したいんですが、これってマイナンバーカードを使うことですから、目黒 区だけ離脱ってできないですよね。

区側 目黒区だけ離脱ということは、できないものと認識してございます。

会長 生活保護法が改正されて、生活保護受給者は、社会福祉事務所に行って医療券を受け取る のではなく、今後はマイナンバーカードを使わないといけないということになったという理解でいいんですかね。

区側 マイナンバーを使わなきゃいけないといいますか、マイナンバーカード自体が強制ではなくて任意のものでございますので、マイナンバーカードを持っている、取得されている方が 医療にかかる際に、そのマイナンバーカードの情報を活用して医療機関を受診できると、そういうものであると認識してございます。

会長 ありがとうございます。

マイナンバーカードの取得は任意だけれども、医療機関にかかるときは必要だということなので、医療機関にかからない限りは取得をしなくてもいいというのは変わらないということですね。医療機関にかからない限りは、マイナンバーカードの取得は従来どおり、任意というか、義務ではないという理解でいいんですよね。

区側 説明が不十分で申し訳ございません。マイナンバーカードの取得は任意でございます。これはおっしゃるとおりです。

医療機関のほうに関しましては、マイナンバーカードを使って、もしお持ちになられている方がマイナンバーカードを使いたいということでありましたらば、私どものほうで手続をさせていただいて登録をさせていただくと。

マイナンバーカードを持っている、持っていないにかかわらず、使いますということがない場合は、今まで同様に医療券を使って受診していただくと、そういう流れになります。

会長 つまり、従来どおりの方法も残るということですよね。

区側 はい、そうでございます。ですので、従来どおりの方法と、あと、新たに今回、併用した 制度が、今後といいますか、併用した利用方法があるということでございます。

会長 その点をしっかり説明していただいたほうが。いかにもマイナンバーカードの取得が事実上の強制のように受け取られたのではないかと思われます。確認すると、そもそもこのシステムから目黒区だけ離脱することはできない、つまり、目黒区がこれをしたくないと言って、やめるということはできないが、従来の方法と併用はされるということですね。

区側 そのとおりでございます。

会長 はい、ありがとうございます。 改めて皆様のほうからご質問等。委員、さっき手が挙がっていました。 委員

確認で申し訳ないんですが、資料2-6、別紙2ですが、ここで上のほうの②で指定医療機関連絡というのがありまして、資料2-4の別紙1-1を見ますと、厚労省のホームページから抜粋したものですが、現行では②があるんですが、オンライン資格確認の導入後は、どうもないようなんですが、これって個人情報、特定個人情報の流れでどういう意味があるのか、ちょっと分からなかったのですが、ご説明いただけますでしょうか。

区側

失礼いたしました。この②の指定医療機関連絡というのはですね、生活保護受給者の方が、例えば内科で受診をしたいといった場合、内科の医療機関のお医者様が全部受診できるということが実はございません。利用できます医療機関がありますので、そちらをご案内するという、医療機関連絡という意味でございます。

委員

分かりました。受給者に対するサービスみたいなものだということですね。

区側

そうですね。はい。

委員

分かりました。

もう1点、よろしいでしょうか。資料2-2の委託の開始時期が、改正法の施行後、令和6年3月ということで先ほどからご説明があったのですが、この基金との委託契約というのはいつされるのか。何か大分前倒しで諮問がかかっている感じがしたものですから、今後どういうスケジュールなのか、実はなぜ今、諮問するのかなというのがちょっと疑問にあったものですから、そこをご説明いただければと思います。

区側

説明でもご案内したんですけれども、項番6のところだったかと思うんですけど、令和6年3月を予定しておりますけれども、今年度この審議会の答申で、承認をいただきました暁には、速やかに委託契約を締結したいと思っておりまして、時期がずっと前になりますが、今回、諮問をさせていただいたということになります。

区側

補足させていただきます。令和6年3月から実際に施行後の法律が施行されるということではございますが、その前準備としてシステム改修ですとか、そういった微調整をしていかなきゃいけないという背景がございます。その微調整を支払基金とやっていくというのが今年度からスタートしなければならないという段取りがございますので、今年度、ご承認をいただいて、委託契約を締結した後にシステム改修等、必要な措置を講じていくという背景がございます。そういったところでございます。

委員

分かりました。今回やらなければ間に合わないということですね。了解しました。

会長

次の委員。

委員

資料2-5のオンライン資格確認導入後の医療扶助の受診等の流れなんですけれども、これ、ちょっと間違っているんじゃないかと思うのですが、この隣の資料2-4ところの下のオンライン資格導入の指定医療機関等のところから、社会保険診療報酬支払基金に対してレセプト情報を提供することになっていますけれども、この図では、指定医療機関からレセプト情報を社会保険診療報酬支払基金に提供する矢印がないのと

まず、生活保護受給者が、マイナンバーカードによる顔認証とか暗証番号で、端末で資格

確認システムを医療機関で行って、その情報を1回、本来ならば社会保険診療報酬支払基金のところに確認を取ってからまたフィードバックするというふうに考えるのが普通だと思うんですけど、これは矢印が社会保険診療報酬支払基金から指定医療機関に一方的に来るだけで、そこの資格確認は1回、目黒区の福祉事務所を通して社会保険診療報酬支払基金のほうに行って、そのデータが指定医療機関に送られてくる、それでいいのかどうか。

また、この指定医療機関のところのレセプト端末がないんですけど、これはこれで、なくていいのか等も、ちょっとその辺を確認させてください。

- 区側 今のご質問は、社会保険診療報酬支払基金のほうから、資格確認の矢印が行っていますが、 医療機関等のほうから矢印が行っていないので、確認ができないんじゃないかというご質問 でよろしかったでしょうか。
- 委員 確認ができないというよりは、この矢印だけを見ると、医療機関が資格確認を行うためには、1回、目黒区の社会福祉事務所を通して、社会保険診療報酬支払基金を通して確認が来るルートしかないのかということです。
- 区側 分かりました。2-4と2-5で、今、委員のおっしゃられました矢印が一方しかないということでございますね。これは、私どものほうの誤りでございます。すみません。指定医療機関等のほうに社会保険診療報酬支払基金から矢印が出てございますが、これと同様に、下から、指定医療機関等からも上の社会保険診療報酬支払基金のほうに確認をするという意味で矢印が抜けてございました。申し訳ございません。
- 委員 そうでないと確認ができないので、おかしいと思います。
- 区側 申し訳ございません。
- 委員 あと、さっきも説明したんですけど、資料2-4のところの下の部分の指定医療機関から レセプト情報を送ることになっていますけど、この2-5のところには、指定医療機関から レセプト情報を送るような矢印とか、端末の図がないんですけど、何で4と5が違うのか、 教えてください。
- 区側 下の2-5の指定医療機関等から社会保険診療報酬支払基金のほうにレセプト送付の矢印 がないのではないかということのご質問でよろしいでしょうか。
- 委員 矢印というか、そもそも指定医療機関等のこの2-5の囲いのところの中に、レセプトに 関する端末のことが何も描かれていないですよね。その絵がないじゃないですか、2-5の ところには。
- 区側 ④のレセプト送付というところがございます。
- 委員 ううん。この2-4のところには描いてありますけれども、2-5の資料の下の指定医療機関のところには、レセプトに関する、送るという矢印もなければ、端末も描かれていないですよねということです。

区側 補足させていただきます。

資料2-5ページの指定医療機関等という場所から上方向に、支払基金に向かって、④レセプト送付という記載がございます。こちらは、オンライン請求端末というのを用いて請求するというものになりますので、記載の意味としては、そこで記載をさせていただいているという状況でございます。

委員 それでは、ほかの厚労省が出した資料にはまたちょっと別な描き方になっていたので、これはそれぞれ、レセプト端末と、資格確認システムとかオンライン請求システムは、それぞれ別ではなくて一緒のものもあると、一緒というか、含まれるものもあるということですね。

区側 そうですね。資格確認をする端末と、あと、それ以外の端末とに分かれてございます。

委員 そうしましたら、これ、図が間違っているということなので、訂正をしていただいて、改めて資料を送っていただきたいと思いますが、いかがですか。

区側 繰り返しになりますけれども、レセプト送付そのものをやっている端末は、オンライン請求端末で送付をさせていただいています、左側ですね。資格確認を③の行う部分については、資格確認システム端末で行っているというものなんですけれども、それ以外のというのが何を指しているのか、恐れ入ります、お教えいただいてもいいですか。

季員 厚労省が出している「医療扶助のオンライン資格確認の実現方式(概要)」という中に、レセプト端末とオンライン請求端末というのが違う扱いになっておりまして、その資料を基に質問をさせていただいておりまして、これがちょっとごちゃごちゃしているというか、何か一緒になっているのか別なのかということが、システム上、分からなかったので、確認をさせていただいたんですけれども、先ほど資格確認システム端末に関しても、矢印が一方方向だったということで間違っているということなので、ほかの部分のレセプト端末に関しても、これがオンライン請求の中に入るのかどうかということが、違っているのではないかなということでちょっと指摘をさせていただきました。

区側 レセプト端末というところは、資料2-5ページの、いわゆる目黒区の福祉事務所にございますレセプト端末という記載がありますけれども、そういったところを指させていただいています。

レセプトを送付することとレセプト端末というのは違いますので、レセプトを送付するのが、あくまでも指定医療機関等からオンライン請求をさせていただく端末、これで送っていただくというところで、この図表では整理をさせていただいたというところです。

いずれにしても分かりづらいというところはあろうかと思います。資料の作り方については、今後、課題とさせていただきます。

会長 それでは、よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。 賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)

> ありがとうございます。 続きまして、反対の方、挙手をお願いいたします。 (反対者挙手)

採決の状況をお知らせください。

区側 申し上げます。賛成16名、反対3名の計19名でございます。

会長 ありがとうございます。 賛成16名でございますので、本件諮問については承認とさせて いただきます。 ありがとうございました。

先ほどご説明があったように、マイナンバーカードの取得は任意であるということと、これは既存のシステムと併用されるものであるという。結構、皆様の中には、マイナンバーカードは事実上、強制される、義務であるという誤解を受けている方が非常に多くいらっしゃると思いますので、その点、誤解のないように周知をいただければと。

委員 マイナンバーというのは全員に行っていると思うんですね、番号として紙で。でも、ここで言っているカードとマイナンバーでは全く別のものなので、カードは強制ではないと。マイナンバーは皆さんに送付しますよということで、住民登録をしている限り、そういうことですね。

会長 ということですので、マイナンバーカードの強制ではないということと、従来のシステム が併用されるということの周知をよろしくお願いします。ありがとうございます。 次の委員。

委員 今、他の委員おっしゃったとおり、マイナンバーとマイナンバーカードはちょっと違うので、今日の議事録の中で結構、マイナンバーが任意であるというのが連呼されている形になっているのは、多分、改めておいたほうが周りに誤解がないかなと思うので、お願いしたいと思います。

会長 この点は、議事録を作成する際に、確認のうえ、適宜、訂正が必要な部分については訂正 をしたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

区側 ありがとうございます。

(3) 個人情報処理の外部委託事案の取扱い等について

会長 続きまして、諮問事項(3)個人情報処理の外部委託事案の取扱い等について、区から説明をお願いいたします。

区側 (資料により説明)(約11分)

会長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

委員、お願いします。

委員 今回、この資料で、非常に分かりづらくて理解するのに時間がかかったんですけれども、 ここの資料3-3、個人情報を取り扱う業務委託契約の標準特記仕様書、これが今までの標 準特記仕様書に代わる新しい仕様書で、過去のものは使わなくなるということでよろしいのでしょうか。

区側 ご指摘のとおりでございまして、今回、ご承認いただいた後に、前特記仕様書につきまして、契約する場合には、この新しいもので全てやっていくという形に切り替えます。

委員 では、先ほども申し上げたんですけれども、やっぱり仕様書の場合は、番号等を付与して 管理していったほうが混乱がないと思うんですね。どれが最新なのか、いつそれが改定され たのかという履歴を追えるような形で、文書管理ということをしっかりしていただくほうが 誤解がないと思います。

それから、資料3-1で、尼崎市において個人情報を含むUSBメモリを紛失するという 事案が生じたということに対して対策を打っているということなんですけれども、USBメ モリの使用を禁止するというところまではいっていないわけでしょうか。

区側 標準特記仕様書、履歴が分かるようにしたほうがいいというところは、まさにご指摘のとおりでございまして、庁内向けにはですね、いつ改定されたかというのを右下に、ちょっと今回、資料の関係上、いろいろ書いてしまうと誤解を生むので、記述がありませんが、今回、ご承認いただいた後に、承認をいただいた日付を右下に全て書いて、どのバージョンなのかというバージョン管理をしていく予定でございます。

2点目、USBメモリを全庁的に禁止していないのかというところでございます。こちらは全庁的に、原則は禁止してございます。ただ、業務の必要性ですとかそういったところを見まして、所属長ごとにUSB接続することの可否を判断していただきまして、やむを得ない場合には使っていくというところの体制で運用しているところでございます。

季員 追加の質問なんですけど、この仕様書の中に表現が非常に曖昧な「できる限り」とか、例 えば資料3-7、できる限り、火災、水害云々というのが第12条にあったりとか、バック アップを定期的に取るとかいうところもですね、定期的であれば、例えば1か月に1度とか、1年に1度とか、そのように具体的に数値で示して、必ずバックアップを取るようにという ふうに規定をされたほうが安心だと思いますし、もう少し具体的な数値で仕様書を示された ほうがよろしいのではないかと思っております。

区側 確かに、具体的に示したほうがいいというのはご指摘のとおりだと思います。ただ、個人情報の情報の中身にやはり着目する必要性があります。日々、データが更新される住基データですとかそういったものについては、当然、毎日バックアップを取っているところですけれども、あまりデータの更新がない事務ですと、1週間に1回とか、業務のその性質によって捉えるべきかなというところを考えておりますので、費用対効果ですとか、そのバックアップの必要性とか、総合的に勘案してですね、最適なバックアップのスケジュールというのは決めていくべきかなというところですので、そこら辺を考慮して対応していきたいと思います。ありがとうございます。

会長 次の委員。

委員 私もちょっと読み解けていなくて、何を承認するのかがいまいちまだ分かっていないので、 教えていただきたいんですけれども、この3-1の2の基準のところにある「判断のよりど ころとなる基準」というのが、何の判断を誰がする話なんでしたっけ。

区側

今回、包括承認をいただいた後に、外部委託を可とするか否かというのは、審議会に個別 具体的に、来年の4月以降、法改正もありますので、お諮りすることができないという状況 の中で、区が、外部委託をある課がやりたいという場合に、委託してもいいのかどうかとい う判断をするためのよりどころ、基準としてというところの意味でございます。

委員

なるほど。イメージがわきました。

この類型を見てどういう判断をするのかが、想像ができていなくてなんですけれども、過去の審議の指摘を踏まえて確認すると、そんなイメージなんでしょうか。

区側

そうですね。基本的には、過去の審議会でいろいろな外部委託についてご承認いただいていますので、どういった点を注意したらいいのかというところを、よりつまびらかに見ながら、一つ一つチェックをしていくという指針にしていきたいというふうに思っています。

外部委託だから何でもオーケーですよということではなく、やはり具体の事務について捉えて、安全性がどうだったのか、審議会の意見でどういう意見があったのかというところを見ながら、ここの皆さんがご議論いただいたものを生かしながら安全対策を図っていきたい、そういう思いの中で類型化をしたというところでございます。

委員

イメージが湧きました。そうすると、今日のこの承認というのは、こういう標準特記仕様 書も変えて、こういう運用にするということを今後、回していくということでよいかという ことを問われているということですか。はい。意味が分かりました。ありがとうございます。

区側

ご指摘のとおりです。

会長

次の委員。

委員

資料3-22なんですけれども、これは全体的にオペレーションとか安全対策の状態に関してかなり記述がありますけれども、今、様々な情報が統合されていきますと、サイバー攻撃なども増えてくる可能性があると思いますけれども、この第35条の(5)の不正アクセスのところを見ますと、仮にサイバー攻撃があったとした場合に、事故処理を行うものということなので、その状況に対しての、例えば最小限の情報漏えいをするような、ちょっと反撃といいますか、防御というか、そういうことは特にないままに事後的に処理するというような、今、ランサムウェアなどのやっぱりそういうのもありますので、そういうことに関して今後、この特記仕様書自体は、日々とか状況に応じて見直していくとは思うんですけれども、その辺に関する考え方をちょっと教えていただけますか。

区側

この35条、事後的な処理というふうに読めなくもないんですけれども、ここの記述の思いといたしましては、事象を発見した場合には、まず、個人情報を漏えいさせない、拡散させないような手だてを取っていく、これは基本的な対処の一つだと思っています。

そういったところを事業者と協議しながら的確な対処を講じていく必要性はありまして、 事業者だけがそれを判断していい場合と、区と一緒に判断しなきゃいけない場合があります ので、的確にどういう対処をしていくんだというのを協議しなさいよ、そういったところの 込みで記述をさせていただいたつもりでございます。

会長

次の委員。

委員

1点確認でお願いしたいのですが、先ほどご説明があった資料3-2で、今回、「印刷関係業務委託」については、従前どおりの取扱いということで、特化した仕様書ということで外していますよというお話だったのですが、せっかく全ての業務がこの標準特記仕様書に入ってきますので、その特化した仕様書が、この標準仕様書から派生したものだというような扱いをして、全部この標準特記仕様の範ちゅうに入り込むような形というのは、やっぱり仕様書の内容からして難しいのでしょうか。

区側

ご指摘のとおりでございまして、私どもも最初は、印刷業務を全て統合できないのかというところを考えましたが、正直なところ、そのチェックがまだできていないというところで、今、一時的に分離をさせていただきたいというところです。

職員の事務そのものを考えますと、全部統一したほうがいいというのは、委員ご指摘のとおりだと思っていますので、そこら辺もちょっと整理をさせていただいて、現状においては、なお従前どおり印刷業務は切り分けをさせていただくんですけれども、令和5年4月1日の法施行に当たりましては、統合できないかというところは当然、引き続き検討していきたいというふうに思います。

委員

ぜひよろしくお願いいたします。

区側

ありがとうございます。

会長

次の委員。

委員

この資料のところを拝見して、少しイメージしにくいところはあったんですけれども、いろいろな業務を各それぞれの課が依頼をしていって、各事業者さんといいますか、相手方がいろいろと、こうしなければいけないという事項はたくさん書いてあるんですけれども、きちんとその事業者さんがそのとおりにやっているかどうかというのは、どこが確認をしていくのか。

あと、必要に応じて区側が指示をしていくということができるというふうに、この資料3-22の32条の上の2行目のところで、甲は、必要な指示を行うことができるというふうに書いてあるんですけれども、これは、行政情報マネジメント課とか情報政策課のところでやっていくのか、それとも事業者さんに外部委託をした課が行っていくようなものなのか、その責任の所在がどちらにあるのかを確認させてください。

区側

資料3-22ページ、32条関係、監査、施設への立入検査に関する部分でございますけれども、一義的には委託契約を締結している所管課が担うというふうに思っているところでございます。

ですが、情報セキュリティというのは非常に専門的で難しい部分が多分にございます。そういったところでは、セキュリティ部門である行政情報マネジメント課が支援をしつつ、また、情報システムそのものについても、やはり職員の支援が要るというふうに認識しておりますので、情報政策課、情報政策推進部全体でここの部分は支援していく必要性があると思っていますので、適宜、両課が入っていくというふうに考えているところでございます。

委員

どのくらい、この2つの課でコントロールといいますか、チェックしていいのかというところが少し気になっています。具体的にこれまで、どのくらいの頻度で、そういった原課を飛び越えてと言うと、あまりいい言い方じゃないかもしれないんですけれども、外部委託を行っていた課を通してなのか、それとも直接、その事業者さんにアプローチといいますか、何か接触をした機会があったのか、ここに関してはちょっといかがでしょうか、お願いします。

区側

具体的にアプローチしている事例といたしましては、私ども行政情報マネジメント課でやっております外部監査というのをやっております。毎年1課ないし関係する課を含めて全部なんですけれども、セキュリティの担保がどうなのかという、外部の専門的知見の方に委託いたしましてチェックをさせていただいております。そういった中で、原課を通じて外部事業者とセキュリティの状況がどうなのかということをやり取りしたりということはしているところでございます。

また、委託契約締結に当たりまして、個人情報の取扱いを含めたご相談というのを日常的に受けているというふうに認識しておりますので、現状ですね、事業者と直接やることは少ないかもしれませんが、各課を通じて、個人情報の取扱いを取り巻く相談というのは各課とやっているというところでございます。

委員

ありがとうございました。

会長

すみません、所定の終了時間が過ぎてしまいましたが、本件の採決が終わっておりません し、まだ報告事項、その他が残っておりますので、大変申し訳ないですけれども、若干延長 させていただければと思います。

16時で終了のご予定を立てていらっしゃるという方はご退室いただいて結構でございます。よろしいでしょうか。

それでは、本件についての採決に移ります。まず、賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)

ありがとうございます。

反対の方、挙手をお願いいたします。

(反対者举手)

採決の状況を事務局、お知らせください。

区側

申し上げます。賛成19名、反対ゼロ名、計19名でございます。

会長

ありがとうございます。全員のご賛成がいただけましたので、承認といたします。ありが とうございました。

3 報告事項

(1) 令和4年度非課税世帯への給付金等の事業実施について

会長 次第3、報告事項に移ります。

報告事項(1)令和4年度非課税世帯への給付金等の事業実施について、区から報告を受けます。

区側

(資料により説明)(約7分)

会長

ありがとうございました。何かお気づきの点等ありましたら、後日でも事務局のほうまで お伝えいただければと思います。

(2) 個人情報保護に関する内部統制について

会長 続きまして、報告事項(2)個人情報保護に関する内部統制について、区から報告を受けます。

区側 (資料により説明)(約3分)

会長

ありがとうございました。この点につきましても、何かご意見等ございましたら、後日、 事務局のほうまでお伝えください。

- (3) 区立学校施設使用申請書の区立小学校とのやりとりにおける誤送付について
- (4) 令和4年度講座等開催に伴う一時保育登録者名簿の紛失について

会長 続きまして、報告事項(3)区立学校施設使用申請書の区立小学校とのやりとりにおける 誤送付について及び報告事項(4)令和4年度講座等開催に伴う一時保育登録者名簿の紛失 について、まとめて区から報告を受けます。

区側 (資料により説明)(約9分)

会長

ありがとうございました。残念ながら、今回もまたインシデントの報告を受けなければならなかったということで、非常に残念に思っております。特に名簿を紛失したという非常に大きいインシデントがありましたので、残念ながら、会長として一言申し上げなければなりません。

毎回言っているんですけれども、私が会長になってから、毎回報告が上がってくる。それだけ業務の情報化が進んだということでもあろうかとは思いますけれども、職員の方の意識が十分に追いついていない。個人情報の取扱いの仕方は、世の中、随分変わってきましたね。それが職員の方に徹底されていないということに一つの原因があるのではないでしょうか。

昔、恐らく、20年以上前であれば、こういう名簿のやり取りなんかはすごい雑に行われていたように思います。なので、こういうのはインシデントのうちに恐らくほとんど入らなかった。でも、今は許されないですよね、これ。なので、意識そのものを高めてもらわないと、と毎回言っているんですけれども。こういうとき、行政情報マネジメント課のほうで研修をしっかりやりますと言いますが、教育はなかなか実効性が上がりにくいので、とにかく地道にやっていただいて、新入職員のほうからでもいいですから、とにかく地道にアップデートを図っていって意識改革に努めていただきたい。

それから、課長のほうから、ICTを活用する形で何とかできる方策も検討したいと。例えば、ICタグを名簿に全てつけておいて、紛失したときにどこで紛失したかを検索できる

ようにするとかという方法も考えられますから、職員の方に負担をかけないで機械的な対応が可能であれば、特に紛失対策ということでは、ICTの活用なんかもご検討いただければと思います。

一応、私たちの任期は10月31日までですね。なので、今期の最後までインシデントの報告を受けたのはとても残念でしたけれども、次期以降はこういうことがないように切に願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

4 その他

会長 以上、本日予定していた次第は全て終了いたしました。

事務局のほうから何かございますでしょうか。

区側 いつもどおり、本日の会議録について、まず、後日、事務局で取りまとめさせていただい たものの案を出席者の方々にお送りさせていただきます。お忙しいとは思いますが、内容の 確認のほどお願いいたします。

次回、第4回審議会でございますが、12月に臨時的に開催をお願いしたいというふうに 考えているところでございます。12月です。日程調整につきましては、追って調整をさせ ていただければと思います。

また、本日、第17期の当審議会委員の方々の任期が10月31日をもちまして満了ということになります。会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、貴重なご意見、指導を賜りました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。今後とも情報公開・個人情報保護制度につきましてご意見を賜れればと思います。

また、事務連絡の最後になりますが、任期の最後ということで、お手元にあります青いファイルにつきましては、内容の整理を再度させていただきたいと存じますので、席上に本日、置いていっていただければと思います。

会長 ありがとうございました。

皆さん、2年間の長きにわたり、委員をお務めいただき、誠にありがとうございました。 特に、この17期も、コロナウイルスの関係で非常に手探りの状況が続き、対面やオンライン、ハイブリッドでやったりと、目まぐるしく変わる中での審議会運営となった次第でございます。私のほうもなかなか要領がつかめない中で終了時間をなかなか守ることができず、ご迷惑をおかけした部分もございました。誠に申し訳ありませんでした。

引き続き、委員をお務めいただける方もいらっしゃると思います。その方は今後ともどう ぞよろしくお願いいたします。

今期で終了される方、今まで本当にどうもありがとうございました。特に専門的な知見や ご経験を踏まえて貴重なご意見を多数出していただき、誠に感謝の極みでございます。本当 にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。長い時間どうもありがとうございました。

以 上